

令和8年度「生活指導の方針・体制及び体罰防止のための取り組み」

八王子市立上柚木小学校

〈暴力的な指導（体罰）の根絶及び児童・生徒理解に基づく指導の徹底〉

- ◎ 管理職から校内の全教職員に対し、職員会議等で教育公務員としての服務及び職務上の義務などについて適宜指導をする。
- ◎ 学校経営方針として「いいところ応援計画」を全学級で1実践以上実施し、互いの良さや可能性を發揮できる学習環境づくりに取り組む。

〈生活指導の方針・体制〉

○教育計画『生活指導』の作成と確認

⇒校外内の生活、安全指導、清掃指導、保健、給食指導について記載

○部内の分掌

- ・校内生活指導（学校のきまり・長期休業中の指導・いじめ防止・人権教育（⇒人権教育プログラムの確認（年度当初）と活用（年間））等）
- ・校外生活指導（一斉下校・引き渡し訓練・セーフティ教室 等）
- ・安全指導、安全点検、避難訓練（⇒安全教育プログラムの確認（年度当初）と活用（年間））
- ・清掃指導、落とし物
- ・給食指導、食育計画
- ・教育相談、児童理解（教育相談研修の実施、校内委員会、関係者会議の開催 等）

○いじめ対策委員会の設置（週に一回設定）

○八王子市立上柚木小学校 いじめ防止基本方針（年度ごと見直し）

- ・教職員確認、HPにて公開（地域・保護者）

○生活指導アンケート「学校生活をふりかえって」の毎月実施

- ・いじめや不登校等に至る原因の早期発見のために実施。

○ふれあい月間の取り組み（6月・11月・2月）

- ・「いのちの日」の校長講話。

〈体罰防止のための取り組み〉

○自己申告面接

- ・当初申告・中間申告・最終申告の面接に生活指導や体罰に関する意識について確認。必要に応じて指導を行う。

○体罰防止セルフチェックシート

- ・全教員毎月振り返り、確認し入力、管理職が声をかけ確実に毎月状況を把握する。必要に応じて管理職が聞き取りを行う。

○服務事故防止月間（7月、8月、9月、12月）

- ・スローガンの作成（体罰ゼロ宣言ポスターの作成と掲示）
『冷静・適切な指導 体罰0～一人一人を尊重し、大切に守る～』
 - ① 丁寧な言葉遣いをする（呼び捨てにしない・分かりやすい言葉）
 - ② 組織的な対応をする
 - ③ 情報を共有する

○校内研修の実施

- ・夏季休業中の研修及び体罰に関する事例研究及び自己点検の実施